

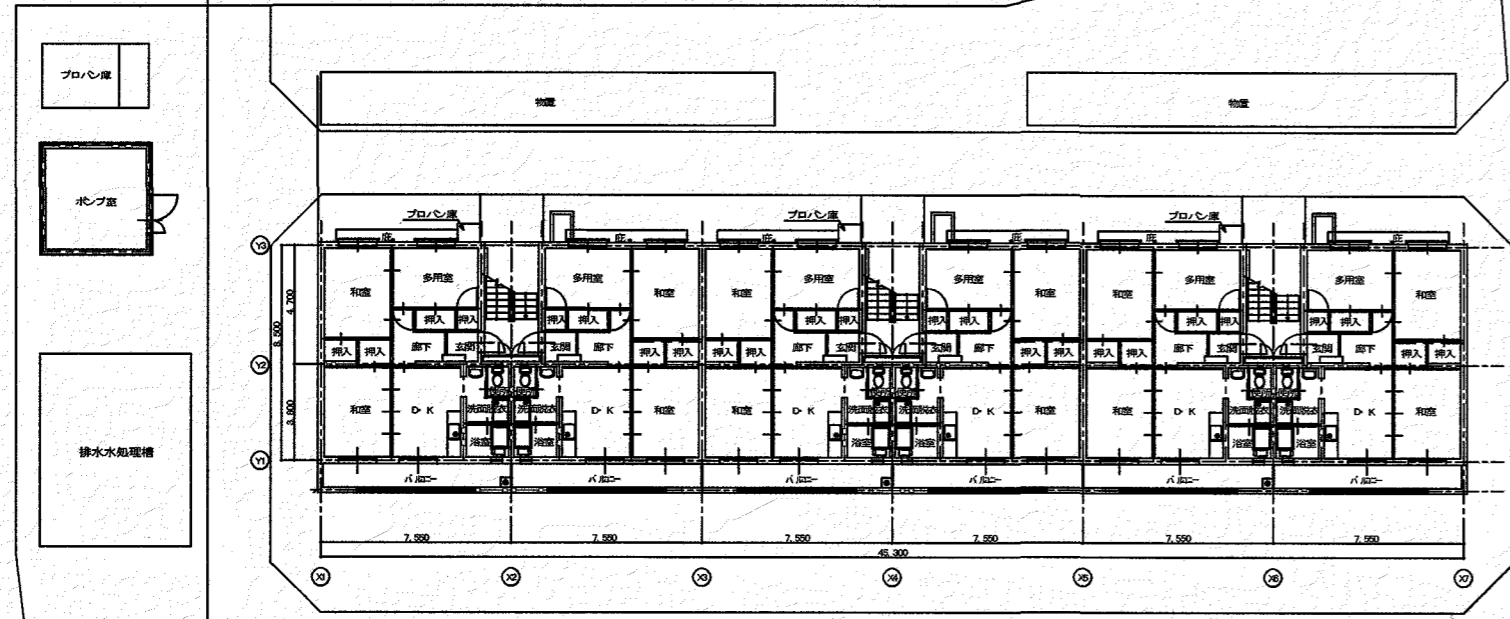
# 長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事

## 図面目次

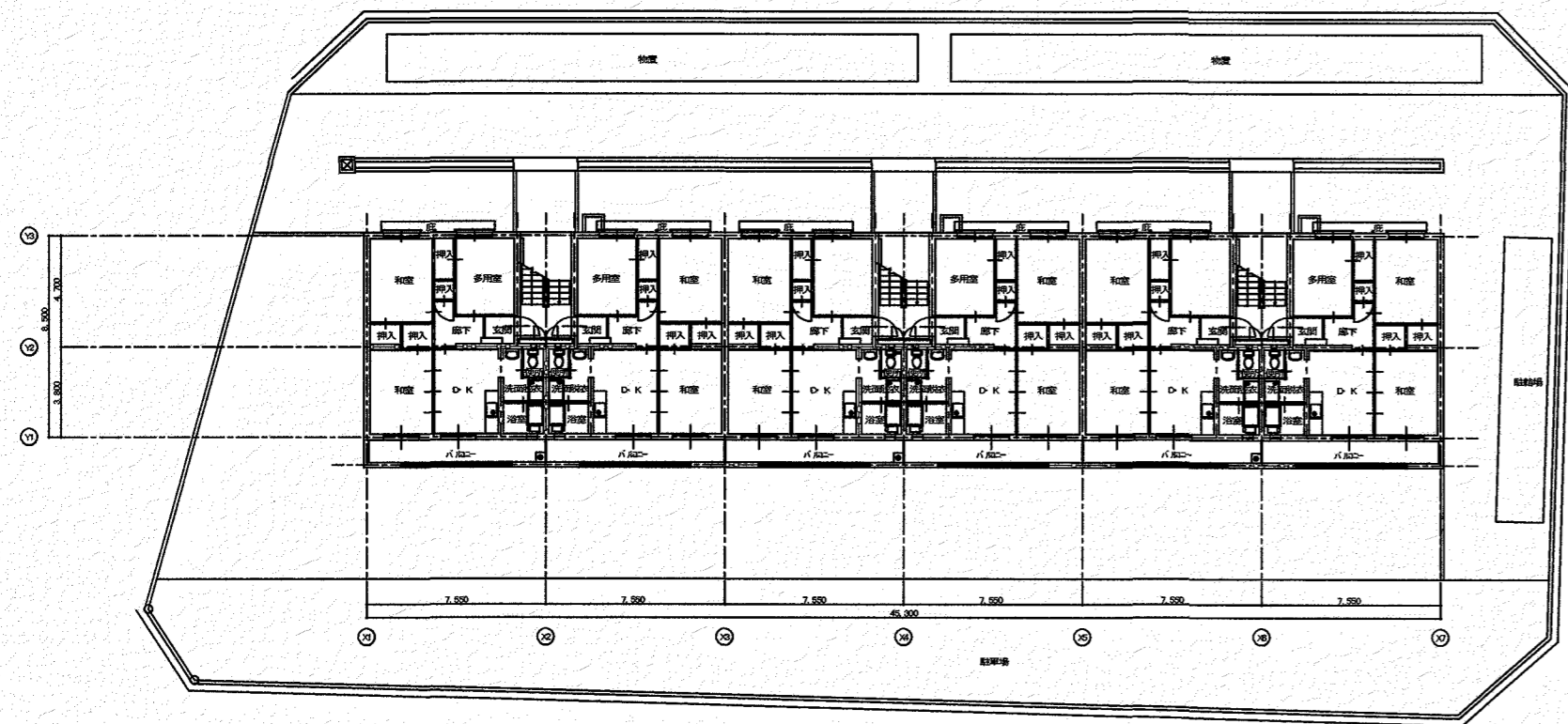
図面番号	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書(1)	NOSCALE
E-02	特記仕様書(2)	NOSCALE
E-03	工事概要・配置図・付近見取図	1/300
E-04	【テレビ共同受信設備】1号棟立面図 (改修前)	1/100
E-05	【テレビ共同受信設備】1号棟立面図 (改修後)	1/100
E-06	【テレビ共同受信設備】1号棟1~4階平面図 (改修前・後)	1/100
E-07	【テレビ共同受信設備】1号棟屋根伏図 (改修前・後)	1/100
E-08	【テレビ共同受信設備】9号棟立面図 (改修前)	1/100
E-09	【テレビ共同受信設備】10号棟立面図 (改修前)	1/100
E-10	【テレビ共同受信設備】9・10号棟立面図 (改修後)	1/100
E-11	【テレビ共同受信設備】9・10号棟1~4階平面図 (改修前・後)	1/100
E-12	【テレビ共同受信設備】9・10号棟屋根伏図 (改修前・後)	1/200・1/100

長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事 特記仕様書		項目	特記事項	項目	特記事項																																													
<p>I 工事概要</p> <p>1. 工事場所 高知市長浜4361番地</p> <p>2. 建物概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th colspan="2">建築基準法に基づく</th> <th>消防法施行令</th> <th>都市計画法に基づく</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>延べ面積</th> <th>主要用途</th> <th>別表第一</th> <th>用途地域</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・9・10号棟</td> <td>RC</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 工事種目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1号棟</th> <th>9号棟</th> <th>10号棟</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ共同受信設備</td> <td>一式</td> <td>テレビ共同受信設備</td> </tr> <tr> <td>撤去工事</td> <td>一式</td> <td>撤去工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>発生材処理</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 関連工事等</p> <p>・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 衛生設備工事 ・ 空調設備工事 ・ 植栽工事 ・ 外構工事 ・ 解体工事</p> <p>5. 概成工期</p> <p>・ 完成期限の( ) 日 前 ( 令和 年 月 日 )</p> <p>6. 部分使用 (工事請負契約書第34条第1項)</p> <p>II 設備工事仕様</p> <p>1. 特記仕様</p> <p>1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>3) 特記事項に記載の( )内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>4) 特記事項に記載の[ ]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>5) 特記事項に記載の&lt; &gt;内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>2. 適用基準等</p> <p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の以下による。</p> <p>※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版</p> <p>※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版</p> <p>※ 公共建築設備工事標準編(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準編(電気設備工事編) 令和4年版</p> <p>※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版</p> <p>給水外線工事については、高知市上下水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。</p> <p>3. 「週休2日制モデル工事」の実施について</p> <p>・ 対象 ( ・ 発注者指定型 ○ 受注者希望型 )</p> <p>本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休日とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編)による。</p> <p>(<a href="https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html">https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html</a>)</p> <p>・ 対象外(理由: )</p>		建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令	都市計画法に基づく	備考				延べ面積	主要用途	別表第一	用途地域		1・9・10号棟	RC							1号棟	9号棟	10号棟	テレビ共同受信設備	一式	テレビ共同受信設備	撤去工事	一式	撤去工事			発生材処理	<p>16 統括安全衛生管理職務者の指名</p> <p>17 発生材の処理</p> <p>18 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)</p> <p>19 石綿含有材の事前調査</p> <p>20 化学物質の室内濃度の測定</p> <p>21 グリーン購入法</p> <p>22 設備機材等</p>	<p>配置人員の資格</p> <p>・ 1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。</p> <p>※ 交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> <th>配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有するものと認められたもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における指定講習を受講したもの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。</p> <p>また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。</p> <p>労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をとする。(1.3.5) [1.3.5]</p> <p>産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。産業廃棄物の運搬又は処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。</p> <p>自己処分場へ処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。(積替・保管についても同様とする。)</p> <p>産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)施行令に基づき車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。</p> <p>また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。</p> <p>廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。</p> <p>また、産業廃棄物管理票(以下、「 manifests」という。)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にその写しの写しを提出しなければならない。</p> <p>ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。</p> <p>この場合、 manifestsにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにB票の写しを提出しなければならない。</p> <p>なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。</p> <p>・ 引き渡しを要するもの ( ・ )</p> <p>・ 現場再利用を図るもの ( ・ )</p> <p>※ 再生資源化を図るもの ( ※ コンクリート ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※ 木材 ※ アスファルトコンクリート )</p> <p>※ 有価物処理を図るもの ( ※ 金属 )</p> <p>有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。</p> <p>・ 特別管理産業廃棄物の処理方法 ( ・ PCB使用機器 )</p> <p>PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。</p> <p>・ フロン類の回収・破壊を図るもの ( ・ 業務用エアコンディショナー ・ 冷蔵冷凍機器 )</p> <p>フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。</p> <p>・ 特殊な建設副産物 ( ・ 六ふっ化硫黄ガス ・ イオン化式煙感知器 )</p> <p>閉閉器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。</p> <p>イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。</p> <p>&lt;せつこうボードの処理方法&gt;</p> <p>ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理</p> <p>※ 管理型最終処分場埋立処分 ・ 製造業者に処分を委託</p> <p>石綿含有及びひ素・カドミウム含有せつこうボード以外のせつこうボードの処理</p> <p>・ 管理型最終処分場埋立処分 ・ 再資源化施設で再資源化 (1.3.9) [1.9.1]</p> <p>再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、提出は以下による。</p> <p>a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(<a href="http://www.recycle.jaic.or.jp/">http://www.recycle.jaic.or.jp/</a>)より、利用申請等を行うことができる。</p> <p>b) 建設資材の利用量の大小や有無に限らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。</p> <p>c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に限らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。</p> <p>d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。</p> <p>e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。</p> <p>事前調査範囲 ※ 改修範囲 ( &lt;6.1.3&gt; )</p> <p>貸与資料 ※ 有 ( ○ ) 既設の設計図書 ( ・ )</p> <p>分析調査 ※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 ( &lt;6.1.3&gt; )</p> <p>・ 行う ( 調査材料使用部位 調査材料名 検体数 )</p> <p>分析方法 ※ 定性分析</p> <p>定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</p> <p>※ 別契約の受注者にて実施</p> <p>濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。</p> <p>・ 本工事に実施</p> <p>化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出し承諾を受ける。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告し、測定時期、測定対象室については監督職員と協議する。</p> <p>測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。</p> <p>測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン</p> <p>※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン</p> <p>測定箇所 ( ) 箇所 測定時期 ※ 完成前 ・ 着手前</p> <p>測定対象室 ( ) (1.5.7) [1.6.8]</p> <p>「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。(1.4.1) [1.4.1]</p> <p>本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図面に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(順不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。(1.4.2) [1.4.2]</p>	資格	資格要件	配置人数	1. 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有するものと認められたもの	人	交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したもの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人	<p>23 特別な材料の工法</p> <p>公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。</p> <p>24 技能士の適用</p> <p>本工事に該当する工事項目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。</p> <p>a) 配管施工(配管工事)</p> <p>b) 熱熱線施工(保温工事)</p> <p>c) 建築板金施工(ダクト製作及び取付)</p> <p>d) 冷凍空調機和機器施工 (1.5.2) [1.6.2]</p> <p>25 完成時の提出物</p> <p>公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。</p> <p>機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。</p> <p>a) 黒表紙金文字製本(A4版) 1部 ※ 要 ・ 不要</p> <p>(完成図、官公庁用図書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。)</p> <p>b) 完成図2ツ折り製本(A3版) 1部 ・ 要 ○ 不要</p> <p>c) CADデータ(図面1枚につき1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要</p> <p>d) PDFデータ(全図面を1ファイル) 1部 ※ 要 ・ 不要</p> <p>e) 建築物等の利用に関する説明書(説明書(A4版)、電子データ) 1部 ・ 要 ○ 不要</p> <p>f) 工具類( ・ 錆鉄蓋フック ・ 制水弁ハンドル ・ 掃除口ハンドル )</p> <p>26 建築物等の利用に関する説明書</p> <p>作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。( <a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html">http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html</a> )</p> <p>完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設監理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>27 取扱い説明</p> <p>完成時の提出図書(建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む)を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。(1.7.3) [1.11.3]</p> <p>28 不当要求等への対応</p> <p>暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という。)の排除については次に次による。</p> <p>a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。</p> <p>d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。</p> <p>29 不正経油の使用の禁止</p> <p>a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正経油を使用してはならない。不正経油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。</p> <p>1) 軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの</p> <p>2) 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して製造されたもの</p> <p>3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素(重油、水素等)</p> <p>b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。</p> <p>30 消防計画</p> <p>工事着手に当たり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て提出を行う。</p> <p>31 工事用水・電力</p> <p>構内既存の施設(用水) ・ 利用できる( ※ 有償 ・ 無償 ) ※ 利用できない</p> <p>構内既存の施設(電力) ・ 利用できる( ※ 有償 ・ 無償 ) ※ 利用できない</p> <p>構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)~e)による。</p> <p>a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。</p> <p>b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。</p> <p>c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。</p> <p>構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)~e)にd)~e)を加える。</p> <p>d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。</p> <p>e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。</p> <p>四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。</p> <p>32 仮囲い</p> <p>※ 別契約工事 ・ 図示</p> <p>33 砂利地業</p> <p>原則として再生クラッシュランを使用する。</p> <p>34 保護砂</p> <p>原則として再生砂を使用する。</p> <p>その場合、六価クロム溶出試験を行い、環境基準に適合すること(0.05mg/l以下)を確認し監督職員に提出すること。</p> <p>35 埋戻し</p> <p>※ 削削良質土 ・ 砕石</p> <p>36 建設発生土の処理</p> <p>※ 構外搬出適切処理(搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する)</p> <p>・ 構内指示の場所に撤去し</p> <p>・ 構内指示の場所にたい積</p> <p>・ 構外指示の場所に処分(搬出調書等を提出する)</p> <p>受入れ施設名:</p> <p>受入れ場所:</p> <p>構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。</p> <p>500m3以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。</p> <p>(<a href="https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hansyutusakaki.html">https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hansyutusakaki.html</a>)</p> <p>37 電気主任技術者への報告</p> <p>電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要書類図面等の提出について指示に従う。</p> <p>38 工事特性等</p> <p>受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時まで所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。</p>	<p>工 事 名</p> <p>係</p> <p>係 長</p> <p>課長補佐</p> <p>図 面 番 号</p>
建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令	都市計画法に基づく	備考																																											
			延べ面積	主要用途	別表第一	用途地域																																												
1・9・10号棟	RC																																																	
1号棟	9号棟	10号棟																																																
テレビ共同受信設備	一式	テレビ共同受信設備																																																
撤去工事	一式	撤去工事																																																
		発生材処理																																																
資格	資格要件	配置人数																																																
1. 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有するものと認められたもの	人																																																
交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したもの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人																																																
<p>15 交通誘導警備員</p> <p>交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対応できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。</p>																																																		
<p>高知市 都市建設部 公共建築課</p>																																																		
<p>長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事</p>																																																		
<p>図 面 名 特記仕様書(1)</p>																																																		
<p>更新日</p>																																																		
<p>2024.04.01</p>																																																		
<p>作 図</p>																																																		
<p>年</p>																																																		
<p>月</p>																																																		
<p>E - 01</p>																																																		

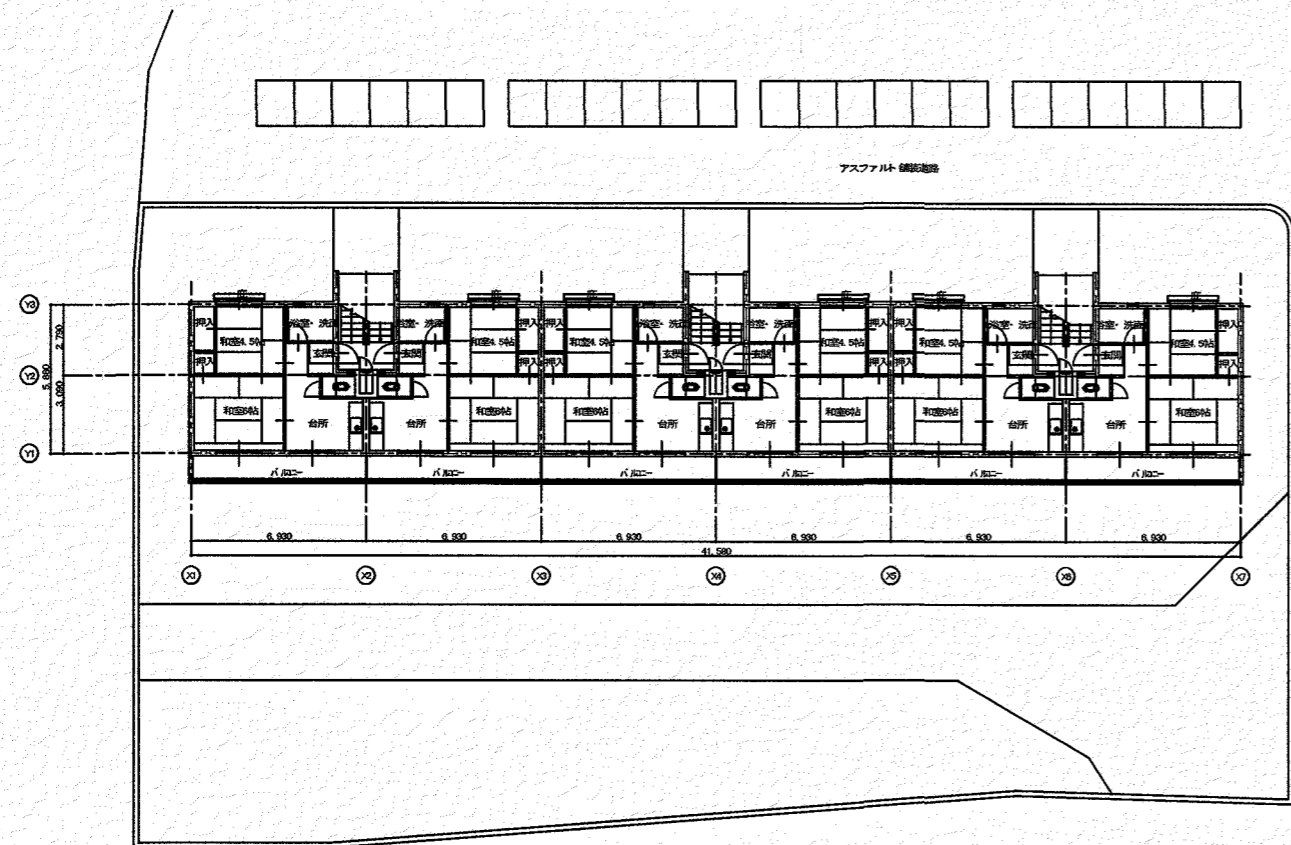




10号棟 配置図 S=1/300

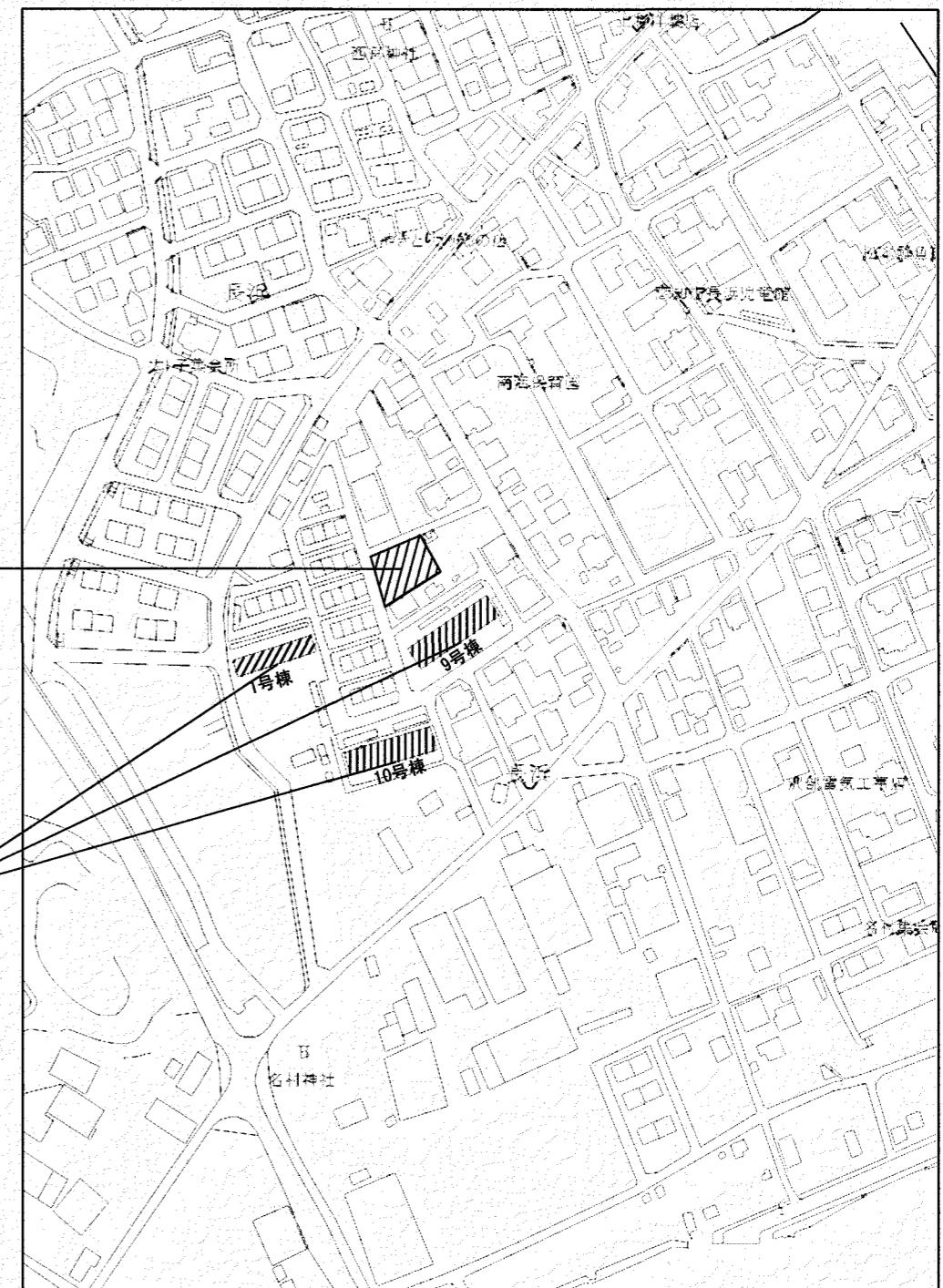


9号棟 配置図 S=1/300



1号棟 配置図 S=1/300

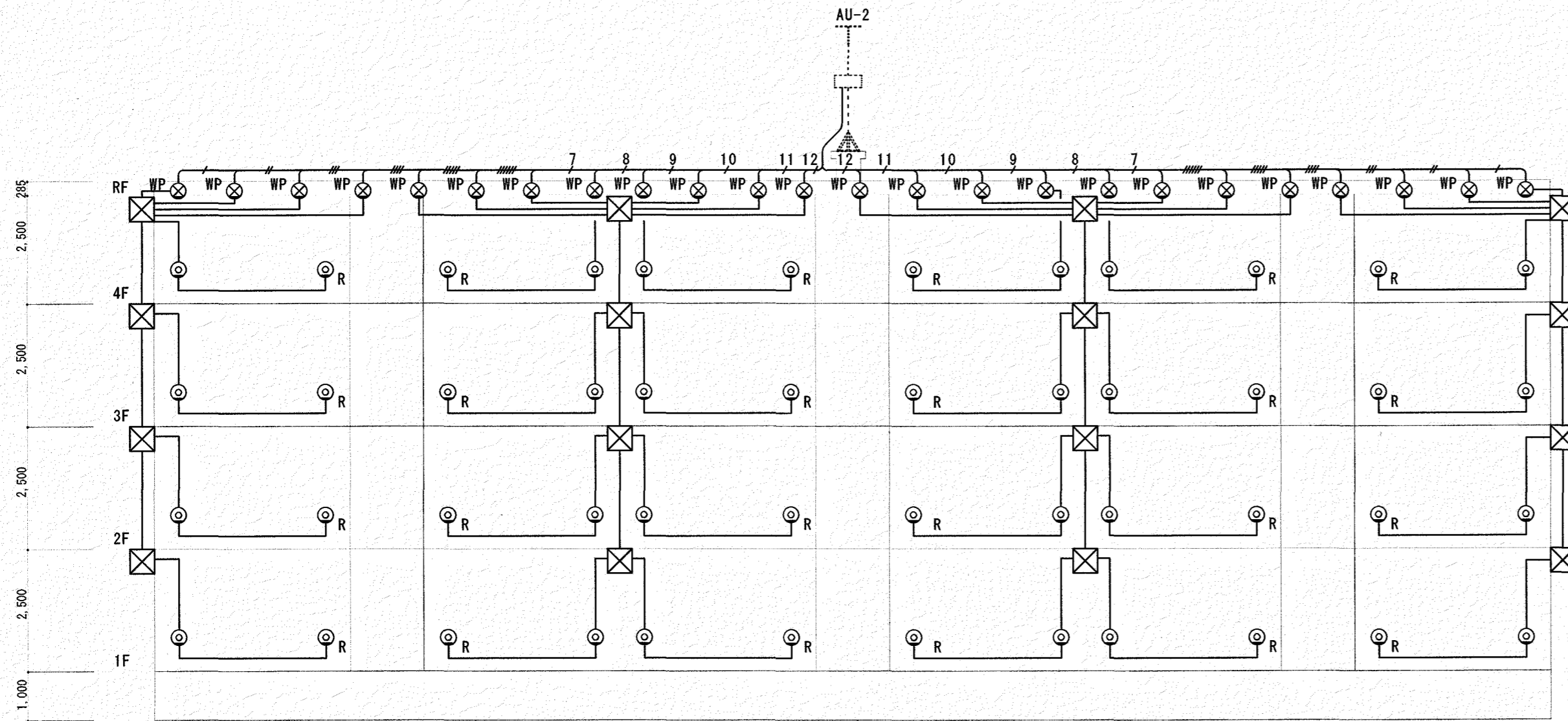
- 工事概要**
1. 各住居ごとのTVアンテナ・ポールを撤去し共同受信アンテナに更新する。
  2. 屋上からの住戸への配線・TVユニットを更新する。
  3. 1階の引込盤より電源を屋上TV機器収納盤（新設）に供給する。
  4. 撤去した機器は全て処分すること。
- ※本工事の実質工期 3.5ヶ月程度



付近見取図

訂正	月 日	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	K・2設計	設計年月日	承認	工事名称	図面番号
			高知市十津3丁目7-65	TEL 080-6282-2232	2023.10	長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事		E-03			
			FAX 0889-55-2812	設計者	検図	図面名称			縮尺		
			常石 健二	常石 健二	工事概要・配置図・付近見取図	1/300					

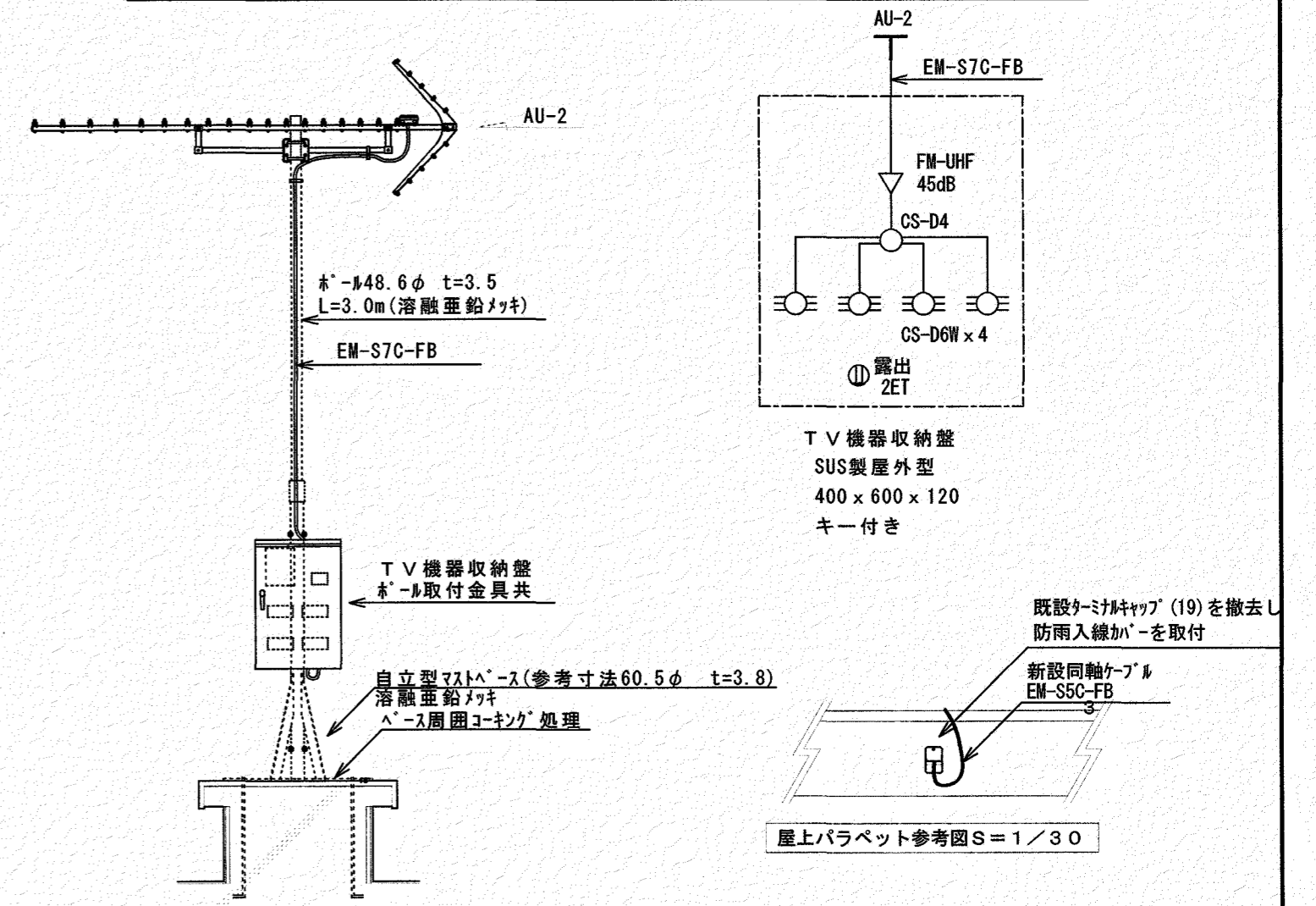




1号棟 南面系統図

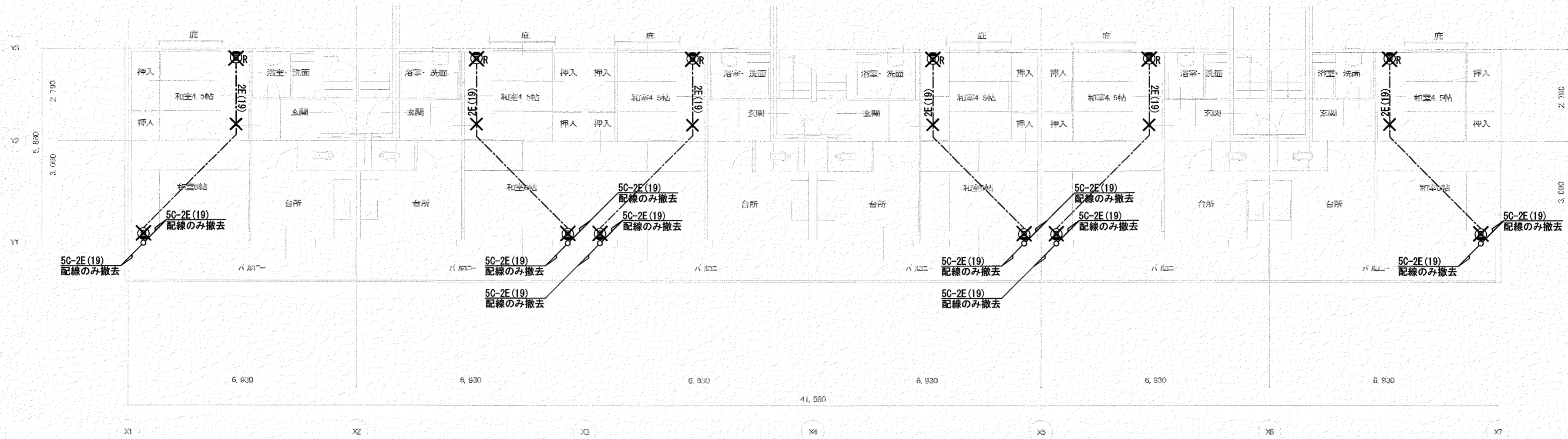
更新機器リスト		
記号	仕様・形状	備考
◎	直列ユニット CS-7F-7W	樹脂プレート共
◎R	直列ユニット CS-7F-RW	樹脂プレート共
└	アンテナ	AU-2
▲	アンテナ取付用側面金具	ポール共
□	TV機器収納盤	屋外SUS製ポール取付金具共
⊗WP	防雨入線カバー	ケミカルキャップ撤去後取付
⊕	樹脂製丸形露出ボックス	サイズは図示とする
□	配管フック150W×100H	ポール共
□	配管フック300W×100H	ポール共
—	EM-S5C-FB	(19) 流用
—	EM-S5C-FB	配管フックにて露出配線 (HIVE16)
—	EM-S5C-FBX2	配管フックにて露出配線 "
—	EM-S5C-FBX3	配管フックにて露出配線 (HIVE22)
—	EM-S5C-FBX4	配管フックにて露出配線 "
—	EM-S5C-FBX5	配管フックにて露出配線 (HIVE28)
—	EM-S5C-FBX6	配管フックにて露出配線 "
—	EM-S5C-FBX7	配管フックにて露出配線 (HIVE36)
—	EM-S5C-FBX8	配管フックにて露出配線 "
—	EM-S5C-FBX9	配管フックにて露出配線 "
—	EM-S5C-FBX10	配管フックにて露出配線 "
—	EM-S5C-FBX11	配管フックにて露出配線 "
—	EM-S5C-FBX12	配管フックにて露出配線 "

図中の器具及び配線を更新、新設する。

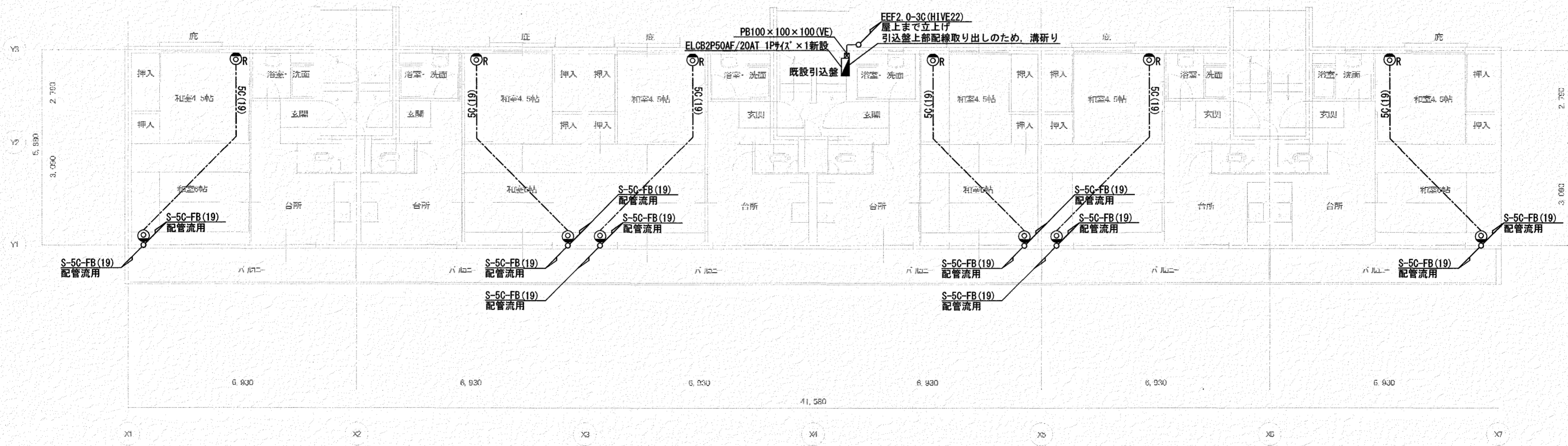


屋上アンテナ参考図S=1/30

訂正	月 日	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	K・2設計	設計年月日	承認	工事名称	図面番号	
								2023.10		長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事	縮尺	E-05
								設計者	検図	図面名称	1/100	
						常石 健二	常石 健二	【テレビ共同受信設備】1号棟立面図(改修後)				

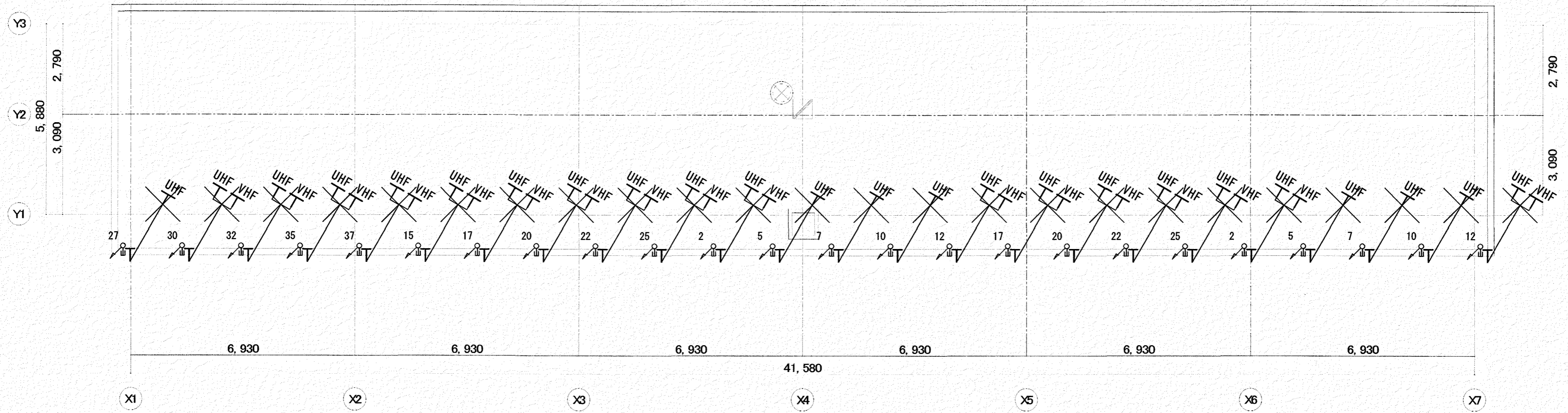


【テレビ共同受信設備】1~4階平面図(改修前) S=1/100

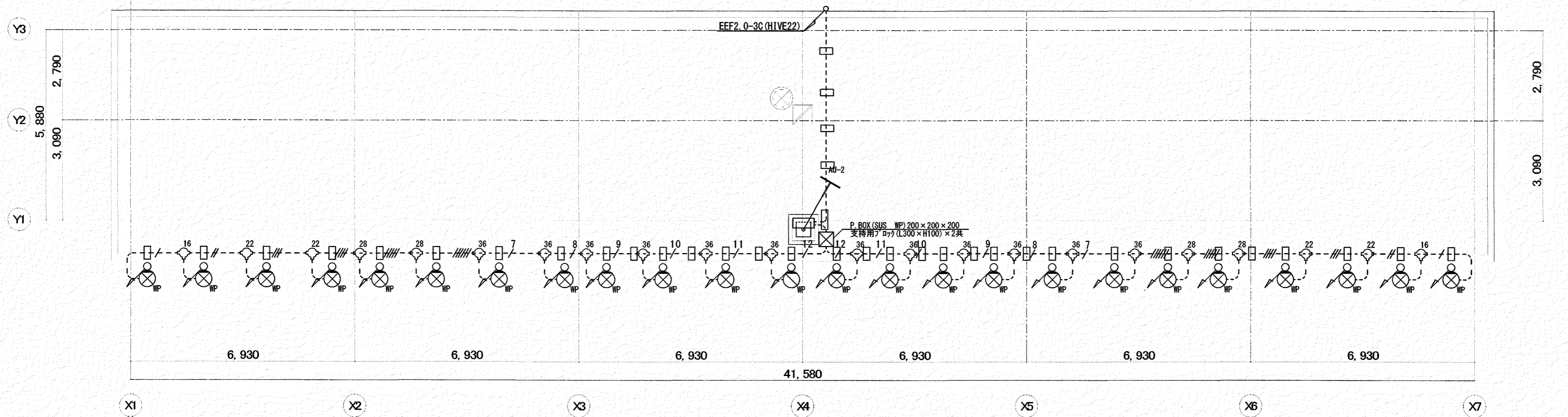
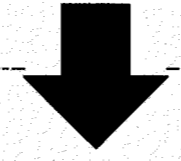


【テレビ共同受信設備】1~4階平面図(改修後) S=1/100

訂正	月	日	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	  	K・2設計	設計年月日 2023.10	承認	工事名称 長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事	図面番号 E-06
								TEL 080-6282-2232 FAX 0889-55-2812				



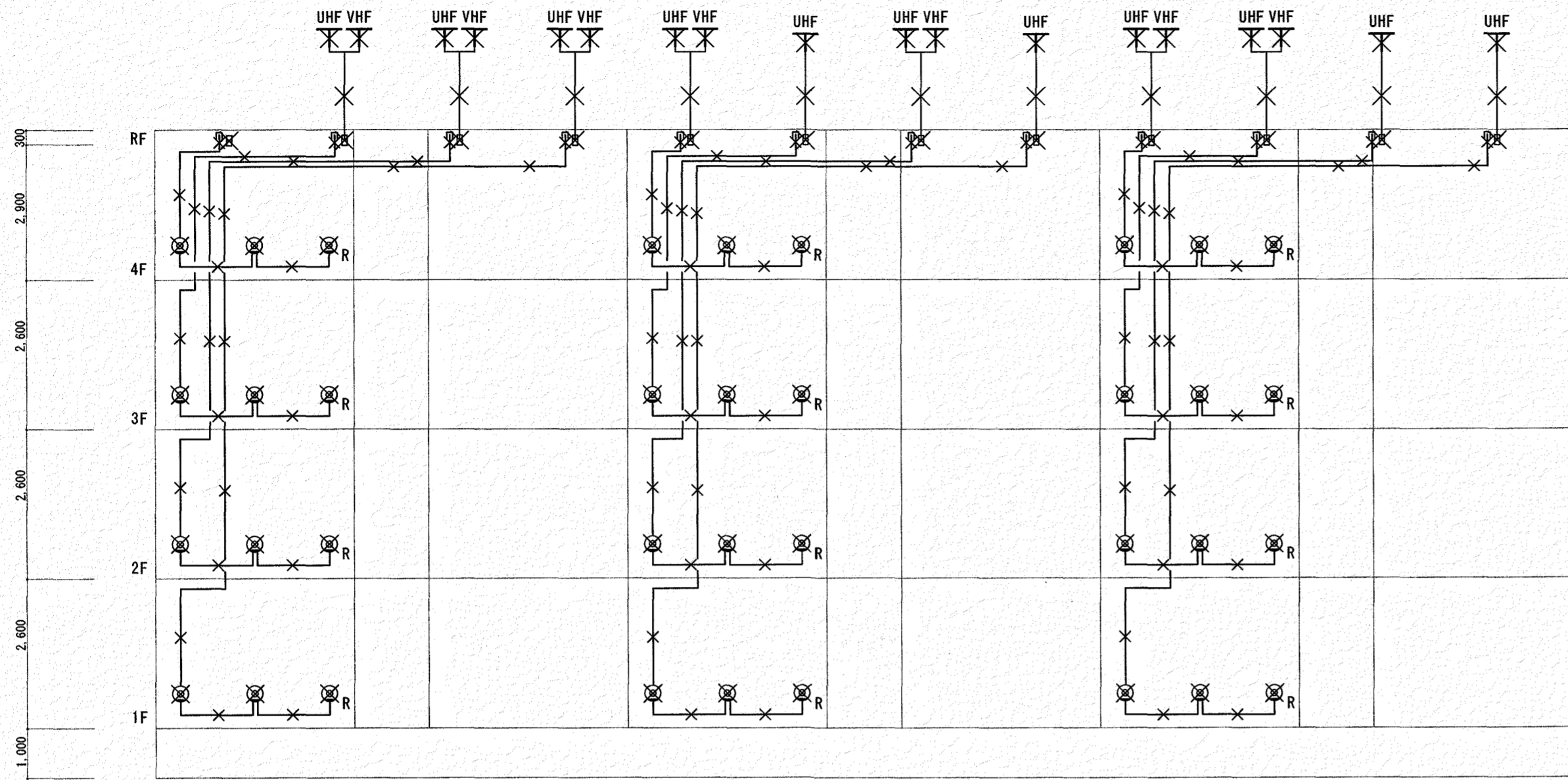
【テレビ共同受信設備】屋根伏図(改修前) S=1/100



【テレビ共同受信設備】屋根伏図(改修後) S=1/100

訂正	月日	高知市都市建設部公共建築課	係長	課長補佐	設計者	設計年月日	承認	工事名称	図面番号
					常石 健二	常石 健二	【テレビ共同受信設備】1号棟屋根伏図(改修前・後)	縮尺	1/100

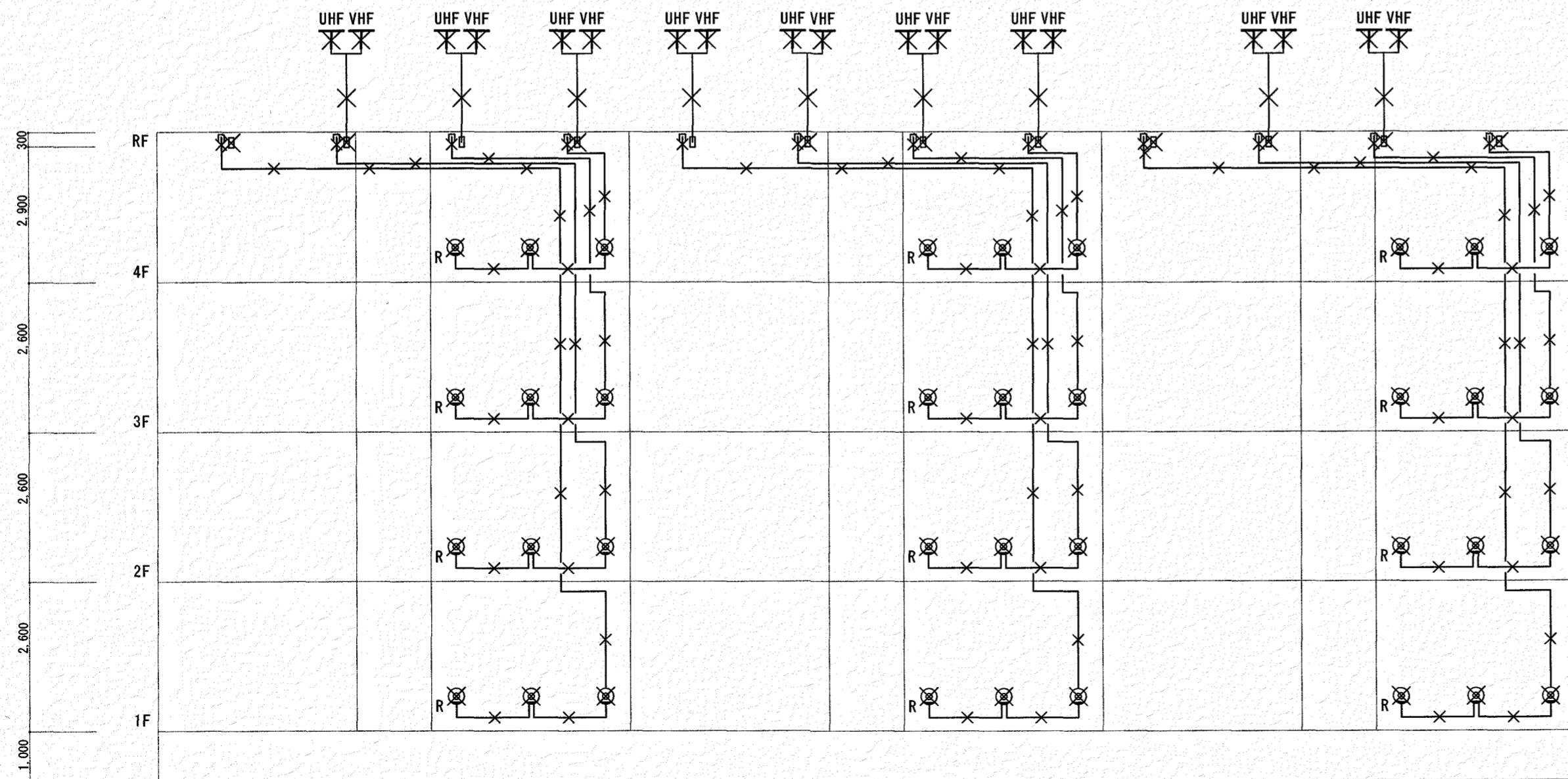




9号棟 北面系統図

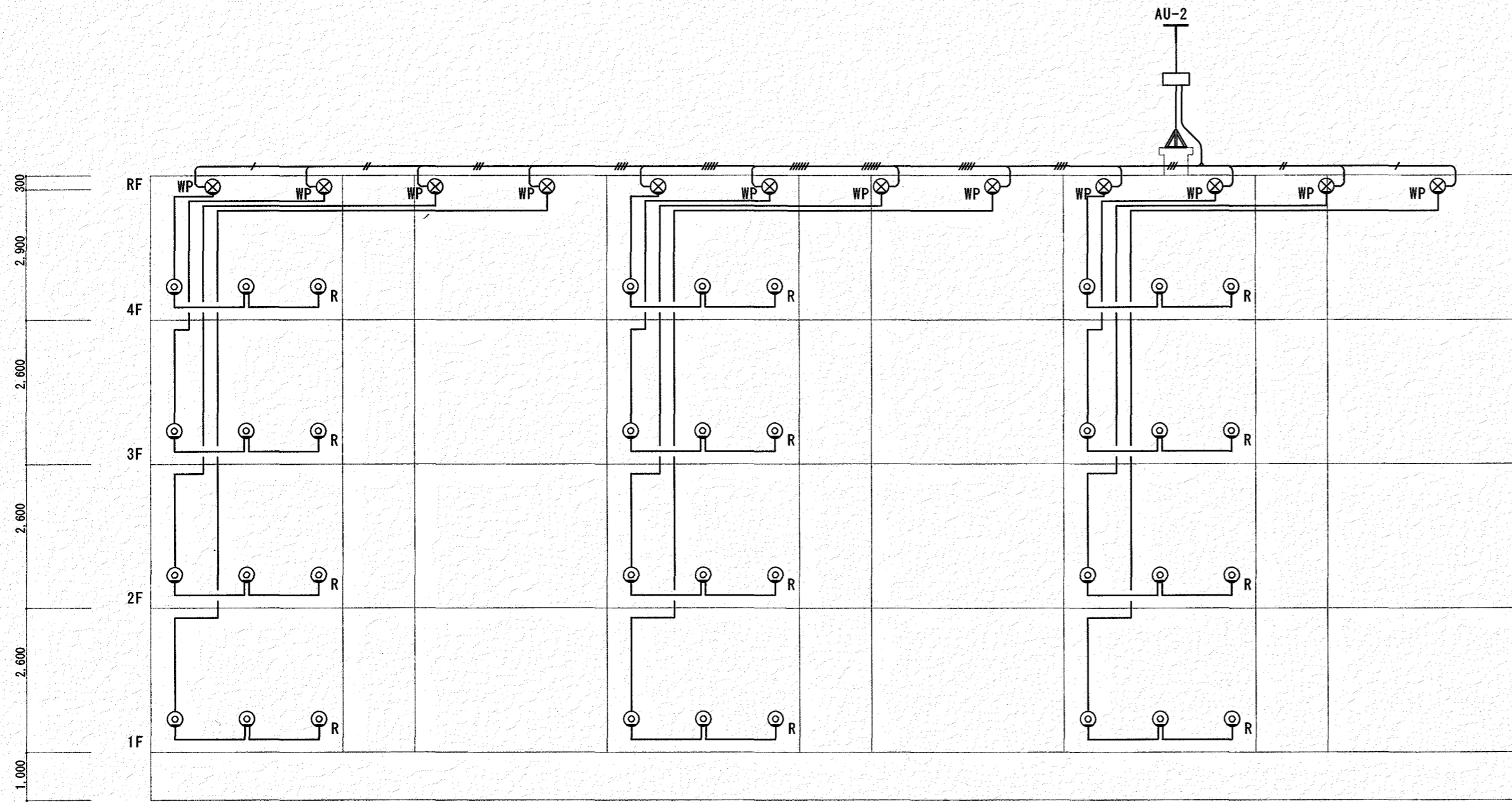
既設機器リスト		
記号	仕様・形状	備考
◎	直列ユニット 75-75-75	樹脂プレート共
◎R	直列ユニット 75-75-R	樹脂プレート共
┌	アンテナ	家庭用
┐	デザインアンテナ	家庭用
⌋	BSアンテナ	家庭用
└	アンテナポール	
┌┐	アンテナ取付用側面金具	補修(塗装含む)すること。
—	ターミナルキャップ	(19)
—	5C-FB	(19) 流用

図中の器具及び配線は既設流用とし×で示した器具、配線を撤去処分する。  
 ※既設アンテナについては承諾を得たものを本工事で撤去、処分する

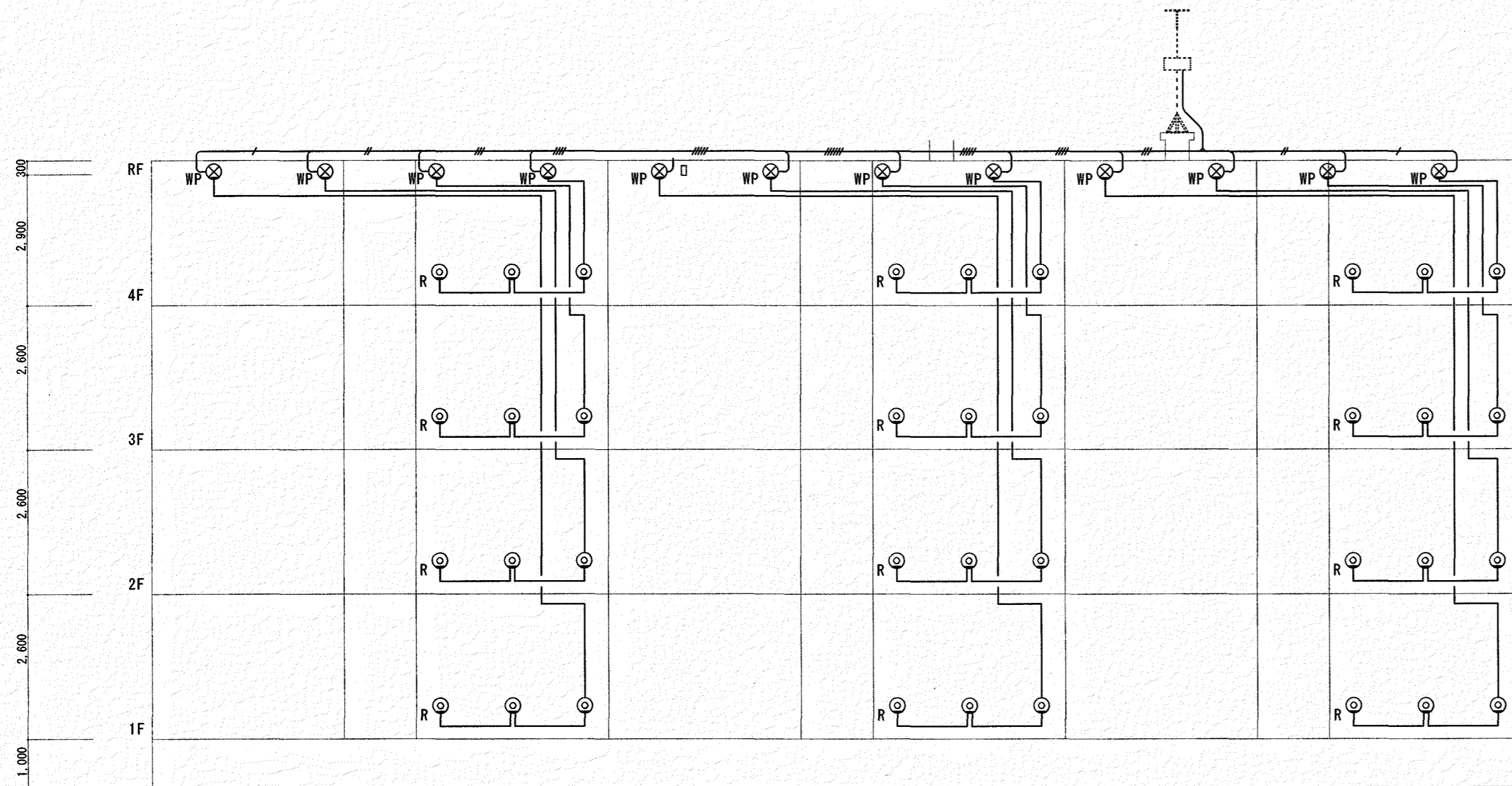


9号棟 南面系統図





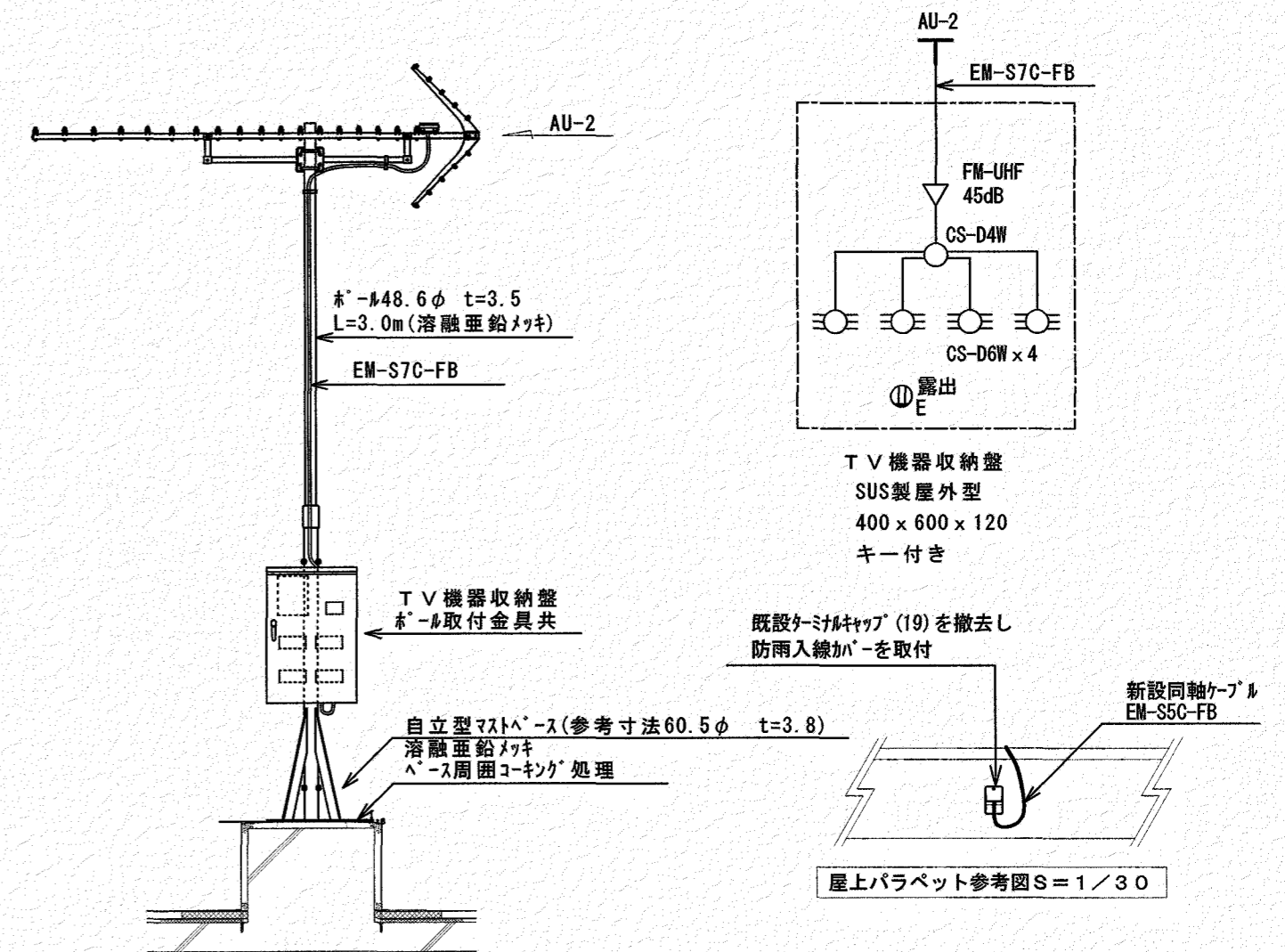
9・10号棟 北面系統図



9・10号棟 南面系統図

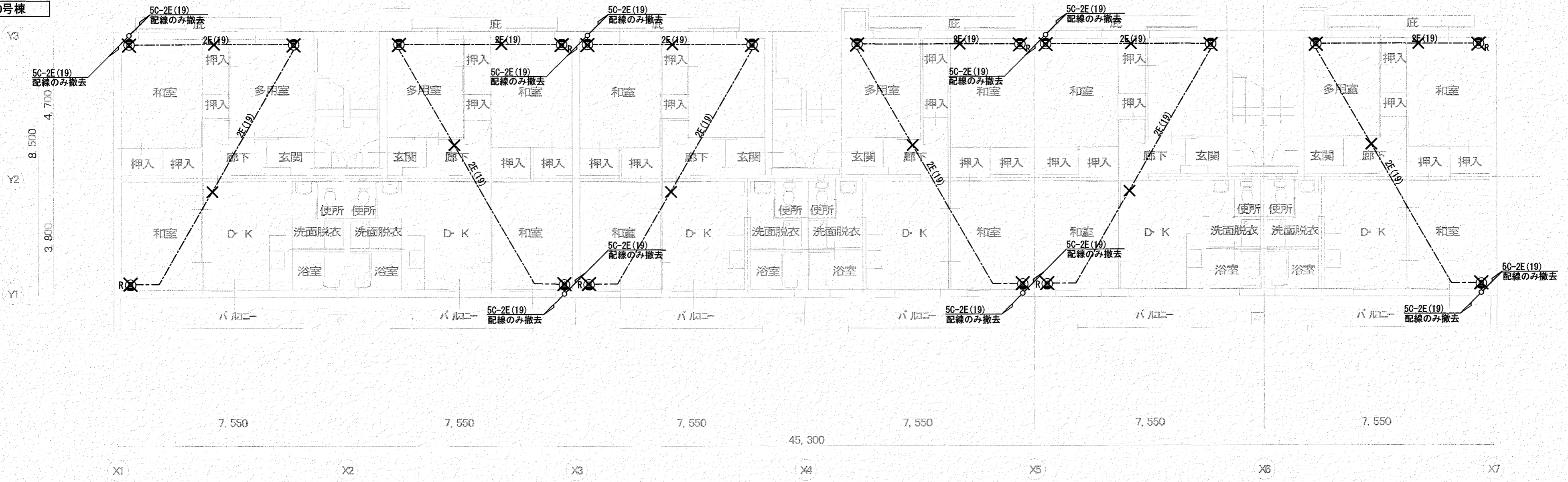
更新機器リスト		
記号	仕様・形状	備考
⊙	直列ユニット CS-7F-7W	樹脂プレート共
⊙R	直列ユニット CS-7F-RW	樹脂プレート共
┴	アンテナ	AU-2
▲	アンテナ取付用側面金具	ポール共
□	TV機器収納盤	屋外SUS製ホルダ取付金具共
⊗WP	防雨入線カバー	ターミナルキャップ撤去後取付
○	樹脂製丸形露出ホック	ホックは図示とする
□	配管フック150W×100H	コムベ-ス共
□	配管フック300W×100H	コムベ-ス共
—	EM-S5C-FB	(19) 流用
—	EM-S5C-FB	配管フックにて露出配線 (HIVE16)
—	EM-S5C-FBX2	配管フックにて露出配線 //
—	EM-S5C-FBX3	配管フックにて露出配線 (HIVE22)
—	EM-S5C-FBX4	配管フックにて露出配線 //
—	EM-S5C-FBX5	配管フックにて露出配線 (HIVE28)
—	EM-S5C-FBX6	配管フックにて露出配線 //
—	EM-S5C-FBX7	配管フックにて露出配線 (HIVE36)
—	EM-S5C-FBX8	配管フックにて露出配線 //
—	EM-S5C-FBX12	配管フックにて露出配線 //

図中の器具及び配線を更新、新設する。

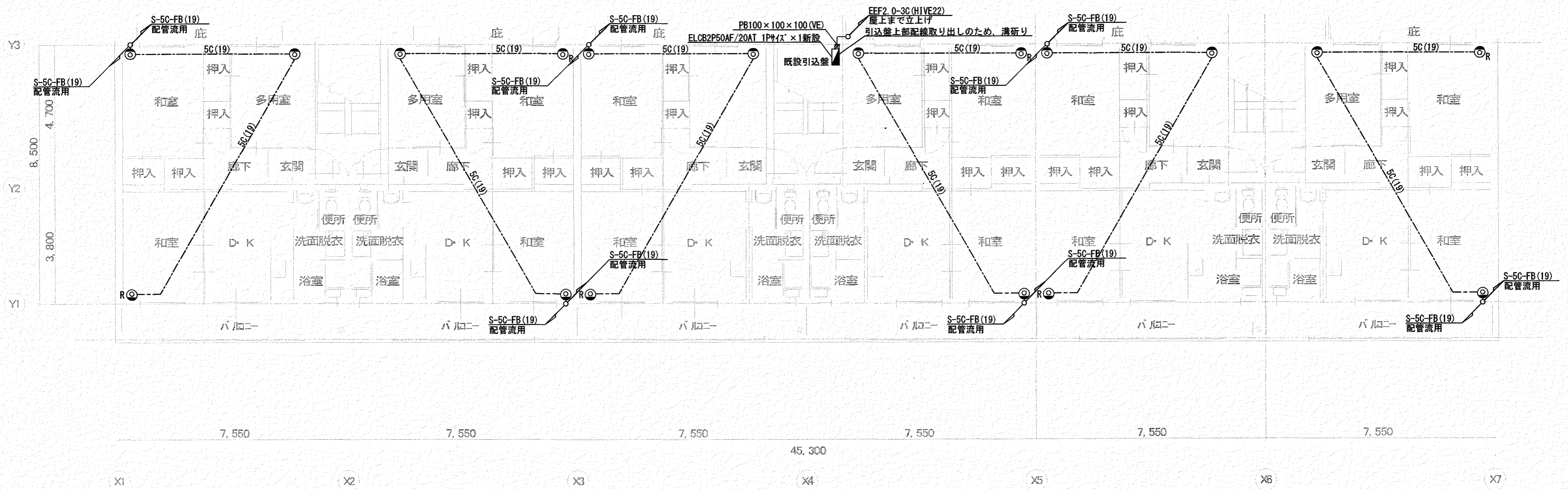
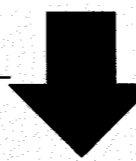


屋上アンテナ参考図 S=1/30

9・10号棟

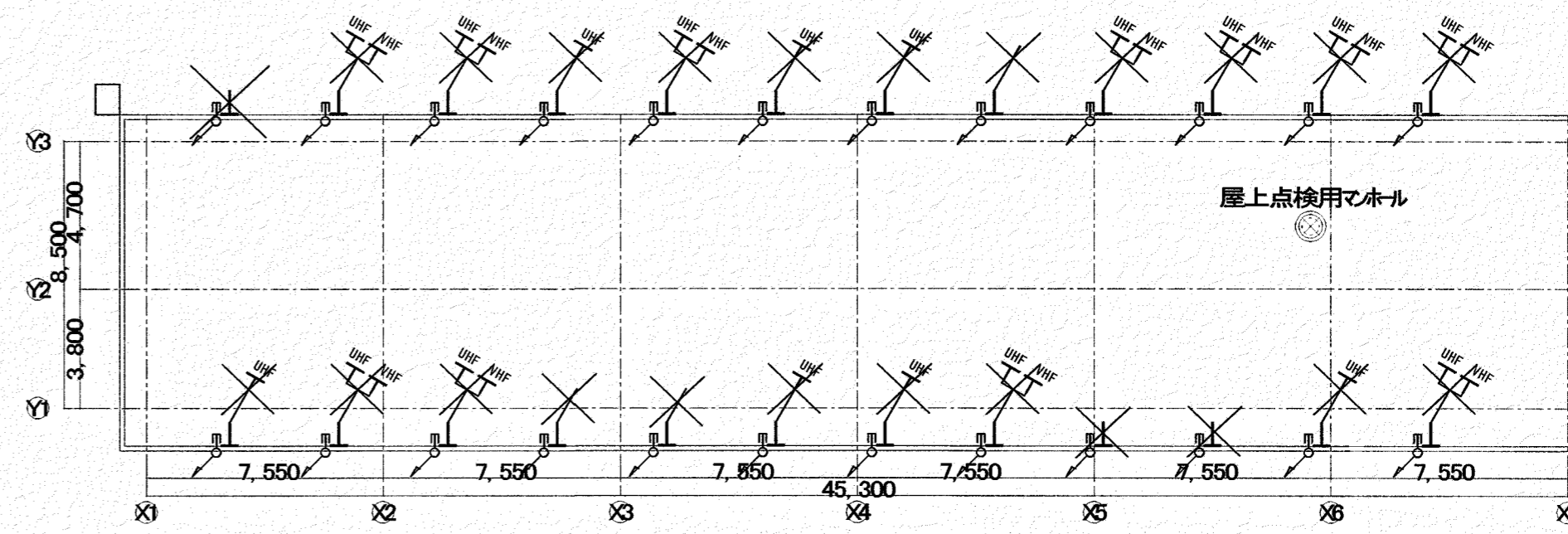
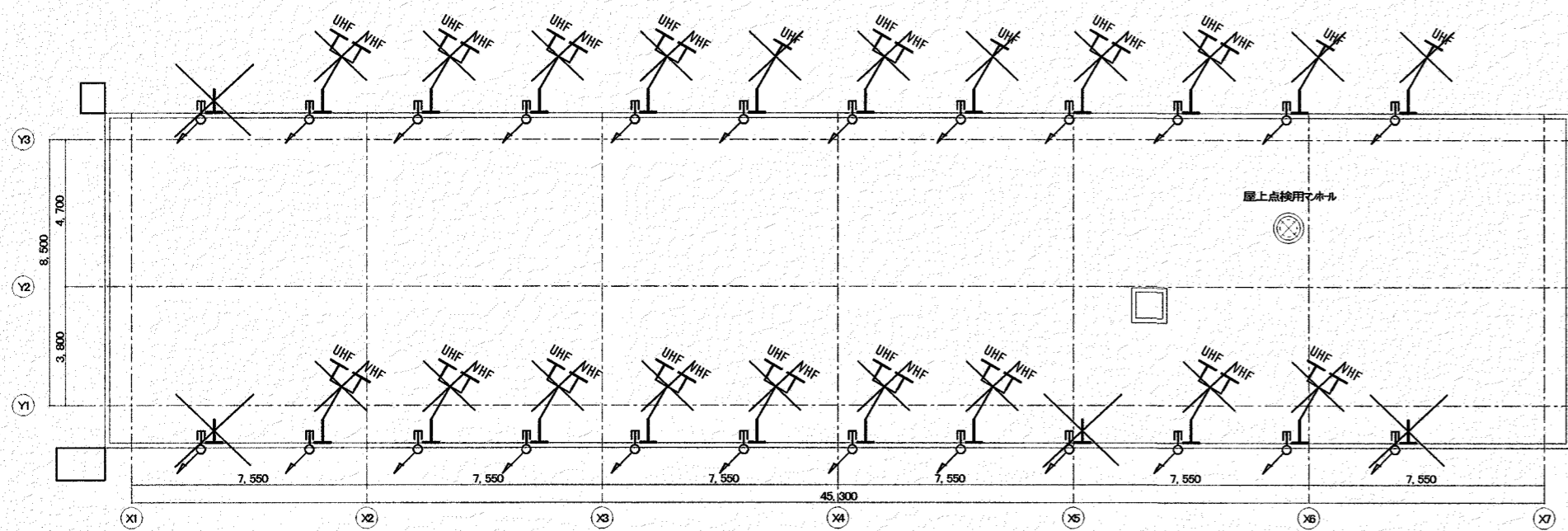


【テレビ共同受信設備】1~4階平面図(改修前) S=1/100



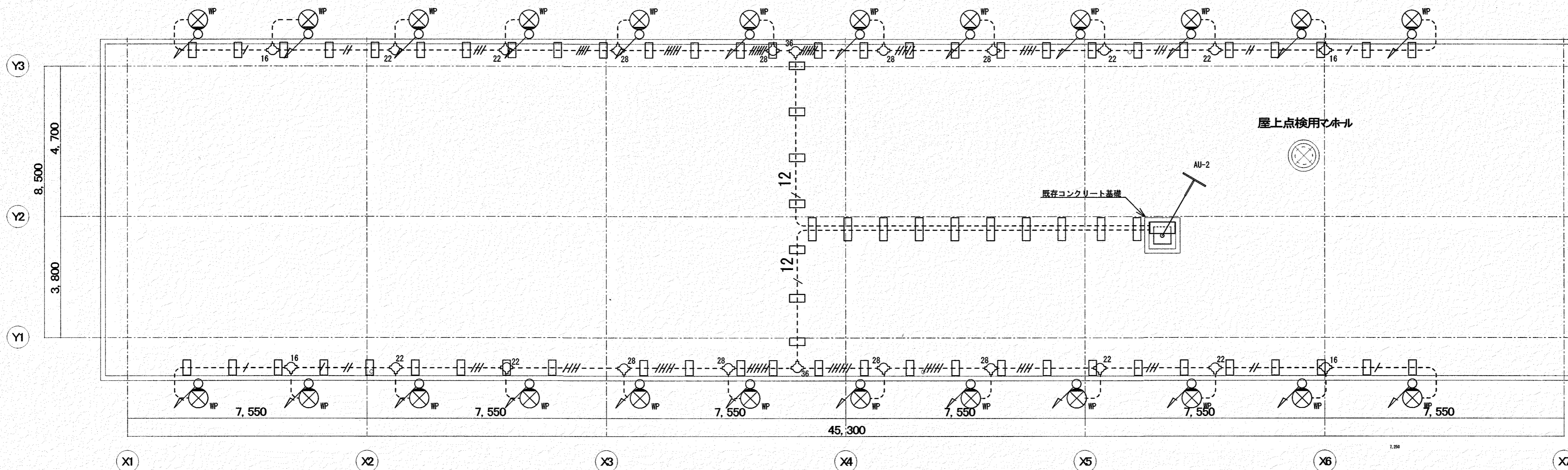
【テレビ共同受信設備】1~4階平面図(改修後) S=1/100

訂正	月 日	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	K・2設計 高知市十津3丁目7-65 TEL 080-6282-2232 FAX 0889-55-2812	設計年月日 2023.10	承認	工事名称 長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事	図面番号 E-11
			係	係長	課長補佐	課長		設計者 常石 健二	検図	図面名称 【テレビ共同受信設備】9・10号棟1~4階平面図(改修前・後)	縮尺 1/100
									常石 健二	常石 健二	



【テレビ共同受信設備】9号棟屋根伏図(改修前) S=1/200

【テレビ共同受信設備】10号棟屋根伏図(改修前) S=1/200



【テレビ共同受信設備】屋根伏図(改修後) S=1/100

訂正	月日	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	K・2設計 高知市十津3丁目7-65 TEL 080-6282-2232 FAX 0889-55-2812	設計年月日	承認	工事名称	図面番号
			正	村	田		2023.10		長浜原市営住宅1・9・10号棟テレビ共同受信設備工事	E-12
							設計者 常石 健二	検図 常石 健二	図面名称 【テレビ共同受信設備】9・10号棟屋根伏図(改修前・後)	